

第2期

# 二本松市地域福祉計画

第3次

# 二本松市地域福祉活動計画

(再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進計画)

令和5年度～令和9年度

概要版



令和5年3月

二本松市

社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会

# 1 計画策定にあたって



## ■地域福祉とは

- 地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく日常生活を送れるよう、地域の関係者が協力し、助け合い、支え合うことです。
- 本計画における取り組みは、市民の取り組み（自助・互助）、地域の事業者・団体等の取り組み（互助・共助）、市社会福祉協議会の取り組み（互助・共助）、行政の取り組み（共助・公助）、という4つの視点に立って記載しています。

**自 助**：市民やその家族の力で困りごとを解決すること。

**互 助**：市民の周囲にいる友人や隣近所の方たちが、自発的に関わり、ボランティアやNPO法人等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

**共 助**：介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助で解決すること。

**公 助**：さまざまな公的サービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

## ■地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

- 「地域福祉計画」は、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」の実現に向けた方向性を示す計画で、市が策定するものです。
- 「地域福祉活動計画」は、市民をはじめとして、ボランティア団体、福祉・介護の事業者等、民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくための活動・行動計画で、市社会福祉協議会が策定するものです。
- 本計画は、市民、地域、市社会福祉協議会、市がともに本市の福祉を総合的に進めるため、「第2期地域福祉計画」および「第3次地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間としています。

## ■再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進計画

- 本計画には、罪を犯した人や非行をした人の地域生活と社会復帰を支え、市民の犯罪被害防止を推進する「市再犯防止推進計画」および認知症や障がい等により判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方等の権利と利益を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進する「市成年後見制度利用促進計画」をあわせて策定しています。

・罪を犯した人や非行をした人の社会復帰を支え、社会から孤立させないよう、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校等と連携した修学支援および非行の未然防止、民間協力者の活動促進、広報・啓発など、再犯防止の取り組みを推進します。

・認知症や障がい等により、判断が必要な場面において支援が必要な人を支える成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の理解促進、任意後見制度の利用促進、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと中核機関の整備、市長申立ての適切な実施、後見人等の担い手の確保・育成に取り組めます。

## 2 計画の基本的な考え方



### ■基本理念

# ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりのためには、市民の理解と協力のもと、地域ぐるみの課題解決に向けた見守りや支え合いの取り組みが重要となっています。
- 地域福祉の推進にあたって欠かすことのできない「ふれあい」、「助け合い」、「支え合い」の3つのテーマを軸とし、市民、地域、市社会福祉協議会、市が連携の強化を図りながら、相互に協力して地域共生社会の実現を目指します。

### ■基本的な視点

- 基本理念の実現に向け、次の5つの基本的な視点のもと地域福祉を推進します。



# 3 施策の展開 ～今後の方向性～

## 基本目標 1 地域のつながりづくり

### 1 福祉意識の啓発

- 福祉に関する教育や学習の機会の充実
- 地域共生社会の実現に向けた相互理解の推進

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●隣近所や地域において、お互いに助け合う気持ちを持つよう心がけましょう。</li> <li>●積極的に各種講座などに参加し、家族や身近な人に学んだことを伝えましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政区、コミュニティ、地区社会福祉協議会などの活動に関する情報を広く提供し、市民の理解の浸透を図ります。</li> <li>●未来の担い手である児童・生徒や若年層等に対して、学校や地域における福祉教育を推進するとともに、さまざまな交流を通じて、地域での助け合い・支え合いの意識を育みます。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区社会福祉協議会活動支援や生活支援体制整備事業による協議体の開催、地域ケア会議等などの機会を拡充させることで、地域課題の共有や情報提供を図り、協働による地域力向上に努めます。</li> <li>●地域福祉に関する研修会の企画や市社会福祉協議会ウェブサイト・SNSによる情報発信で、福祉のまちづくりへの意識を育みます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校や生涯学習の場を活用するなど、あらゆる機会を通じて、ライフステージに沿った福祉教育・福祉学習を展開します。</li> <li>●子どもから大人まで幅広い世代が地域ぐるみで活動に関わることにより、多世代における福祉意識の醸成を図ります。</li> <li>●障害者週間における広報等の啓発活動を通じ、障がいのある方に対する理解の促進を図ります。</li> </ul>

### 2 地域のつながりの活性化

- あいさつ運動の啓発
- 市民の交流や地域活動への参加の促進

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的にあいさつをし、日頃から隣近所との付き合いを大切にしましょう。</li> <li>●隣近所の一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者がいる世帯、障がいのある方がいる世帯、子どものいる世帯を気かけ、声かけや見守り、必要に応じて手助け等を行いましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域内で積極的にあいさつができる環境づくりに努めます。</li> <li>●老人クラブの活性化や、地域活動団体との連携を通して、地域における「つながりづくり」の促進を図ります。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の方が気軽に参加できる集いの場である「いきいきサロン」の継続に向け、人的支援や財政支援を推進します。</li> <li>●コミュニティの構築（再構築）を進め、互いに気に掛け合う地域づくりをコーディネートします。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での見守り、支え合うためのネットワークづくりを支援します。</li> <li>●研修会やサロン等、それぞれの情報交換や相談を可能とする仲間づくりの場を設け、介護者・養育者の孤立防止に努めます。</li> </ul>



### 3 ボランティア活動の活性化

- 地域活動やボランティア、NPO法人等の広報啓発
- ボランティア活動に関する情報提供等を通じた参加の促進

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動についての知識を深めましょう。</li> <li>●趣味や特技、経験を生かして、できる範囲で、積極的にボランティア活動に参加しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域行事等を通じて、ボランティア活動へ参加しやすいきっかけづくりを進めます。</li> <li>●ボランティア活動に関する情報の周知に努めます。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動の担い手を養成するための講座を開催します。</li> <li>●ボランティアニーズを適切に把握し、市民に必要な情報を広報紙やウェブサイト、SNSなどを活用して提供に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア、NPO法人等の継続的、かつ安定した活動を促すため、運営に関する相談に応じ、その活動を支援します。</li> <li>●ボランティア、NPO法人等に関する情報提供を行い、市民が活動に参加する機会の確保に努めます。</li> </ul>



## 基本目標 2

# 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

### 1 地域活動への参加の促進

- 地域活動への参加促進に向けた活動内容等の周知啓発
- 地区単位の懇談会の定期的な開催

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周りの人と互いに誘い合って、地域活動や交流行事に参加しましょう。</li> <li>● 自分の持つ知識や経験を地域の中で生かすよう心がけましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統行事や祭りにおける交流を活発化し、郷土愛を育みます。</li> <li>● 地域住民の活動拠点である集会所などを活用し、高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、誰でも気軽に集まれる場を提供します。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活支援コーディネーターを設置し、地域資源や課題の把握、協議体（支え合い会議）の定期的な開催で、地区ごとの活動目標の設定と課題解決への取り組みについて十分な検討を行っていきます。</li> <li>● 住民が主体的に福祉活動に取り組めるよう相談や情報提供、人材育成等の支援を行います。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市の職員はもとより、幅広い世代に地域福祉への理解を促進し、地域活動の魅力の発信、活動する各種団体の交流や情報交換等により、定年退職者も含め地域で活躍する人を増やす取り組みを推進します。</li> <li>● 市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動に対する支援および活動内容の周知に加え、市民の参加協力の必要性について啓発に努めます。</li> </ul>



### 2 健康づくりと 生きがいづくりの推進

- 地域ぐるみによる健康づくりの推進
- ライフステージにあわせた生きがいづくりの推進

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自身の体調に気を配り、バランスのよい食事や適度な運動、睡眠・休養の確保を心がけましょう。</li> <li>● 趣味や生きがいをもち、活動の場へ積極的に参加しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域や職場で健康づくりに取り組みます。</li> <li>● 保健・医療・福祉のサービス事業者がお互いに情報を共有し、一貫性のある支援体制の構築に努めます。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市より受託している生きがいデイサービスやボランティアの派遣を通じて、趣味の活動やレクリエーションに取り組み、高齢者の健康づくりや孤独感の解消に努めます。</li> <li>● いきいきサロンの設置や活性化につながる講座の実施、資材や情報の提供により活動者を支援します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 趣味や特技を生かした仲間づくり、高齢者の経験を子どもたちに伝える多世代交流など、幅広い社会参加を支援します。</li> <li>● 市民の自主的な生涯学習活動の促進に向け、誰もがいつでも学ぶ機会を得られるよう、多様なニーズに応じた講座等を開催します。</li> </ul>

## 基本目標 3

# 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

### 1 安全・安心な暮らしを支える環境の整備

- やさしさにあふれたまちづくりの推進
- 災害発生時における避難行動要支援者避難支援体制の構築

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お互いの暮らしを尊重し、常に相手の立場を考えながら行動しましょう。</li> <li>● 「乗合い」などの工夫により、高齢者や障がいのある方の移動に協力しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援が必要な方を手助けできる仕組みづくりを推進します。</li> <li>● 周辺の道路にある段差や危険な箇所を点検し、バリアフリーの考え方に基づいて、施設等の改善や整備に努めます。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等とネットワークを構築し、日頃から災害時に備えた見守り活動を推進します。</li> <li>● 避難行動要支援者避難支援制度の効果を高められるよう、生活支援体制整備事業と連携し効果的な支援活動に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路や公共施設など、ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた整備に努めます。</li> <li>● コミュニティバスやデマンドタクシーなど公共交通の利用方法の周知に努め、誰もが移動しやすい移動手段の確保について検討します。</li> <li>● 大規模な災害発生を想定した職員行動マニュアルや災害時職員配備計画の整備・更新などを行います。</li> </ul>

## 2 防犯・防災体制の強化

- 防犯および交通安全意識の向上
- 災害に強い地域づくりの推進



《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日頃から防犯や防災に対する意識を高め、自分にできることから取り組みましょう。</li> <li>●交通ルールやマナーを守りましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の見回りや登下校時のパトロールなど、犯罪の未然防止に取り組みます。</li> <li>●地域の避難訓練や救急救命講習等の開催を促進します。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症高齢者等SOS見守りネットワークの普及啓発や関係機関等との協働による体制づくりを推進します。</li> <li>●自治会単位の避難訓練や防災マップづくりなど、市民が中心となる活動に対し人的支援・財政支援を行います。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年4回程度実施される交通安全運動等に際して、関係機関との連携を図り、合同推進会議の開催や街頭啓発活動等を実施します。</li> <li>●消費生活に関するさまざまなトラブルに対して、消費生活センターに専門の相談員を配置し、解決に向けたサポートを行います。</li> <li>●緊急情報メールを活用し、災害発生状況等を市ウェブサイトおよびSNSと連動して、プッシュ式で迅速に発信します。</li> <li>●障がいのある方に向けた文字表示機能付き防災ラジオの利用を促進します。</li> </ul>

## 3 情報提供体制の充実

- 多様な媒体による情報の発信
- 分かりやすい資料の作成



《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙や市ウェブサイト等を確認し、相談先などの大切な情報について調べておきましょう。</li> <li>●情報を収集しやすい媒体やツールを活用しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体の活動状況やサービスの内容、イベントの情報について、SNSなどを活用して積極的に発信します。</li> <li>●必要とする人に情報が伝わるよう、伝えたい相手の年齢や障がい特性に合わせた媒体や表現を用いるなど、分かりやすい情報発信に努めます。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報誌「にほんまつ社協だより」により、地域に必要な福祉サービスや地域資源情報の発信に継続して取り組んでいきます。</li> <li>●幅広い年齢層にタイムリーに情報が提供できるよう、市社会福祉協議会ウェブサイト、SNSの効果的運用に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種事業について、広報紙や民間情報誌、市ウェブサイト等を活用し、受け手の立場に立った情報発信の強化を図ります。</li> <li>●SNSやアプリなどICT（情報通信技術）を活用し、市政情報をはじめ、本市の魅力、地域資源などについて幅広く発信します。</li> </ul>

# 基本目標 4

## 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

### 1 重層的・包括的支援体制の構築

- 地域課題の解決に向け、自らの地域で取り組む体制づくりの推進
- 民生委員・児童委員の円滑な活動に向けた支援

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●困っている人がいたら声をかけ、必要に応じて民生委員・児童委員や地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援センター、生活相談センターなどの相談窓口へ連絡しましょう。</li> <li>●地域の団体や活動内容に関心を持ちましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の各種団体との連携を図り、地域内の情報収集に努めます。</li> <li>●市や市社会福祉協議会との連携を強化します。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動計画の進行管理や団体等の相互理解の場、現状把握の機会づくりを目的とした懇談会を開催します。</li> <li>●市社会福祉協議会が提供するサービスや事業を通じて把握した生活課題を、地域住民や関係団体、ボランティア等と共有し、住民主体の福祉活動や地域づくりへ生かせるよう取り組みを支援していきます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の各種相談窓口を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対応する包括的な相談体制の整備を推進します。</li> <li>●各種サービスを複合的に組み合わせ、保健、医療、福祉も含めた総合的・横断的な支援が行えるような仕組みを検討します。</li> </ul>

## 2 生活課題を受け止める 相談体制の充実

■地域の身近な相談窓口の周知



《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不安や悩みを一人で抱え込まず、身近な人に相談しましょう。</li> <li>●不安や悩みを相談できる窓口を知っておきましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民にさまざまな福祉情報を提供し、解決が難しい相談には専門機関を紹介するなど、各種相談窓口の周知と利用を呼びかけます。</li> <li>●地域活動団体や福祉施設などで相談機能の向上に努めます。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心配ごと相談所を常設し、悩みごとを丸ごと受け止め、問題解決の一助となるよう関係機関と連携し支援に努めます。また、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携強化に努め、住民が気軽に相談できる体制の構築を行います。</li> <li>●相談者のニーズに即し、弁護士や司法書士等の専門相談と連携を強化し、スムーズな相談体制を構築します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に受け止めます。</li> <li>●福祉サービスや相談窓口の広報・周知に努め、利用促進を図ります。</li> </ul>

## 3 福祉ニーズへの対応

■情報の提供や質の向上など、福祉サービスの充実



《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分に合った福祉サービスや制度を選択できるよう、広報紙や市ウェブサイト等を活用して制度や福祉サービスの情報を入手しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者が自分に合ったサービスを選択できるよう、広報紙やウェブサイト、出前講座等を通じて情報を共有します。</li> <li>●専門的な支援を行う人材や窓口対応にあたる職員等の資質の向上および新たな人材の発掘・育成を行います。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な福祉サービス利用につなげるための相談援助に努めます。</li> <li>●災害時などの非常時においても、安全・安心な生活を維持できるよう、事業の持続可能性を高めていきます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の視点に立った分かりやすい福祉サービスの情報提供に努めます。</li> <li>●子育て家庭の不安感・負担感を軽減するため、さまざまな取り組みを推進します。</li> </ul>

## 4 一人ひとりに寄り添った 支援体制の強化

■支援を必要とする人の把握および適切な支援

■一人ひとりに寄り添い、つながり続ける支援体制の強化

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人で悩まず、相談窓口にご相談しましょう。</li> <li>●隣近所で困っている人がいたら、相談窓口等の情報を提供し、地区の民生委員・児童委員等に相談しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政サービスや福祉サービスでは対応できない部分で、地域生活の支援に努めます。</li> <li>●支援を必要とする人を早期に発見し支援するため、地域ネットワークの強化を図ります。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立相談支援事業および任意事業を受託し二本松市生活相談センターを運営し、就労や暮らしの困りごとの相談を受け付け、課題解決に向けた伴走型の支援を行います。</li> <li>●地域や関係機関、ボランティア等と協働し、社会的孤立・孤独を抱える人の居場所づくりや就労支援に取り組み、社会参加の増進に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、現行の制度にはあてはまらない課題を持つ人を早期に把握し、本人の意思を尊重しながら適切な支援につなぐよう努めます。</li> <li>●悩みや困りごとを抱えていても自ら声を上げられない人や、どこに相談してよいかわからず社会的孤立に陥っている人等を見逃さないよう、対象者の把握と適切な支援に努めます。</li> </ul>



## 5 一人ひとりの権利を守る 取り組みの推進

- 虐待に関する通報に対し、迅速に対応できる体制づくり
- 権利擁護に関する各種制度の周知や適正な利用の促進

《それぞれの主な取組》

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護制度について理解を深め、人権尊重の意識と思いやりを持って人と接するようにしましょう。</li> <li>●虐待やDVなどが疑われるケースに気づいたら、関係機関へ速やかに相談・通報しましょう。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待やDVを防止するため、民生委員・児童委員をはじめ、相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守り、情報共有を進めます。</li> <li>●高齢者や障がいのある方への見守りや、地域でできる支え合いに取り組み、自立した生活を支援します。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>●認知症や障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方が、自立した生活が営めるよう、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の適切な利用推進に取り組みます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待問題や虐待防止に関する情報の提供、虐待の通報義務等の啓発に努め、予防と早期発見に取り組みます。</li> <li>●障がいのある方の地域移行を推進するとともに、地域での自立生活に必要な障がい福祉サービスの提供基盤について、福祉サービス事業所等と連携して整備します。</li> </ul>

# 4 市民の皆さまへ

## 計画の推進について

- 私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、高齢者単身世帯の増加など、社会環境の変化が急速に進み、価値観やライフスタイルの多様化により地域コミュニティが希薄となり、地域による助け合いや支え合いの機能低下が懸念されています。

本計画の推進のため、市民の皆様をはじめとして、地域の事業者や団体、市社会福祉協議会、市の協働により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指しましょう。

ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまちの実現を目指し、  
みんなでよりよい二本松をつくっていきましょう！



二本松の菊人形  
マスコット  
キャラクター  
菊松くん

## 計画の内容について

- 概要版については、取り組みの一部を抜粋しています。計画書本編には全ての取り組みを掲載しておりますので、二本松市公式ウェブサイトをご覧ください。

二本松市公式ウェブサイト

アクセスは  
こちらから



編集・発行

二本松市 保健福祉部 福祉課

〒964-8601 福島県二本松市金色 403 番地 1  
TEL 0243-24-5063 FAX 0243-22-1547  
<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会

〒969-1404 福島県二本松市油井字濡石 1 番地 2  
TEL 0243-23-7867 FAX 0243-23-9046  
<https://nihonmatsushisyakyo.or.jp/>